

2022年11月8日

無解約返戻金型定期保険「ネオ de 定期」を発売

～ライフステージに合わせて死亡保険金額・保険期間を設定できるシンプルな定期保険～

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、2022年12月1日より、「ネオde定期」（正式名称：無解約返戻金型定期保険）を発売します。

本商品は、万一のときの保障を一定期間準備できる保険で、加入時のライフステージにあわせて必要な保障額、保険期間を選ぶことができる商品内容となっています。Webサイトを通じた販売および通信販売専用の商品で、お申込みにあたって医師の診査は不要です。

「ネオde定期」のポイント

（1）万一のときに備え、大きな保障の準備が可能

最高2,000万円までの死亡保障を確保でき、高度障害保障特則を適用した場合には、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたときも保障します。

（2）ライフステージに合わせて、保険期間を柔軟に設定可能

お客様のライフステージに合わせて、最長90歳まで、保険期間の設定が可能です。

（3）高額割引で低廉な保険料を実現

死亡保険金額が200万円以上の場合、高額割引が適用され、死亡保険金額に応じて保険料が割引となります。

（4）三大疾病により所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払込みは不要

保険料払込免除特約（2021）を付加することで、がん(上皮内がん等を含みます。)、心疾患または脳血管疾患により所定の状態に該当されたときに以後の保険料のお払込みが免除となります。

（5）お申込み手続きが簡単

簡単な告知のみで医師の診査は不要です。ネオファースト生命のWebサイトで保険料のお見積りからお申込みまで完了します。

ネオde定期

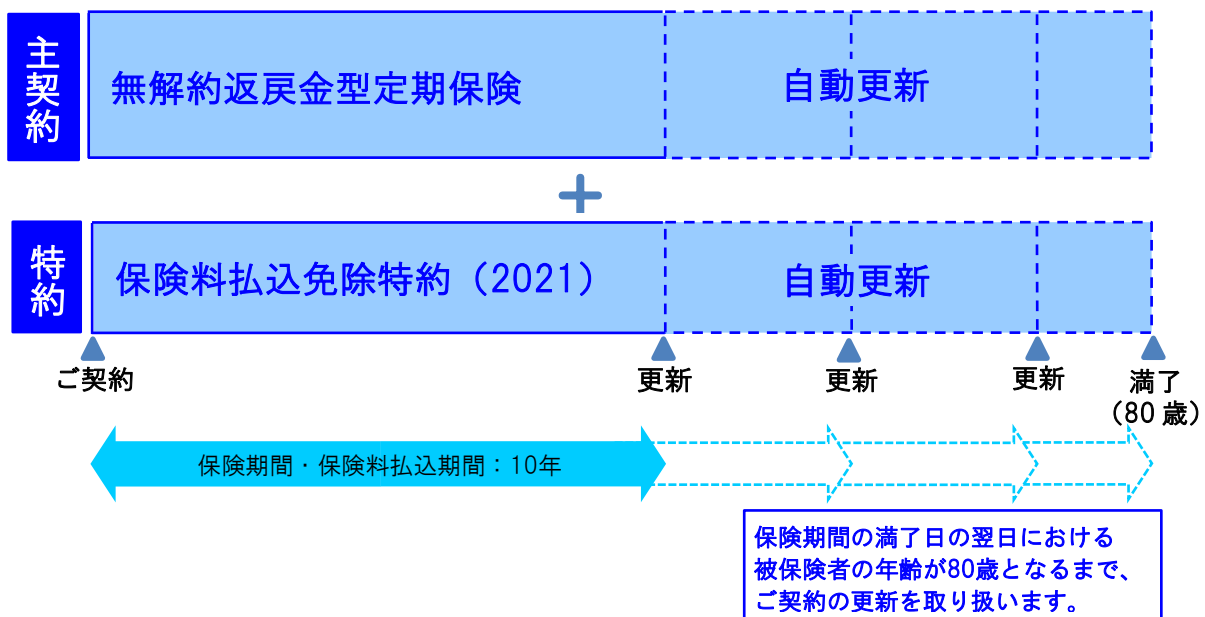
無解約返戻金型定期保険

＜特長としくみ＞

- (1) 保険期間中に死亡されたときに、死亡保険金をお支払いします。
- (2) 高度障害保障特則を適用した場合には、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたときに、高度障害保険金をお支払いします。（死亡保険金、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。）
- (3) 保険期間は年満期または歳満期で設定可能です。年満期の場合、指定した年数を保険期間とし、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が 80 歳となるまで契約の更新を取り扱います。歳満期の場合、指定した被保険者の年齢までの期間を保険期間とし、最長 90 歳まで保障を確保いただけます。
- (4) 保険料払込免除特約（2021）を付加した場合には、がん（上皮内がん等を含みます。）と診断確定されたときのほか、心疾患や脳血管疾患により 1 日以上入院された場合または公的医療保険制度適用の手術を受けられたときに、以後の保険料のお払込みを免除します。なお、がんの保障については、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保障が開始されます。

＜しくみ図（イメージ）＞

保険期間：10年満期の場合



＜主契約の給付内容＞

保険金	支払事由	支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金 (*)	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に高度障害状態に該当されたとき	死亡保険金額と同額

(*) 高度障害保障特則を適用した場合にお支払いする保険金です。高度障害保険金が支払われた場合、ご契約は消滅し、以後の死亡保障はなくなります。

<付加できる特約>

■保険料払込免除特約（2021） 特約の型は三大疾病B型のみのお取扱いとなります。

	免除事由
がん（上皮内がん等を含みます。）（*）	診断確定されたとき
心疾患	1日以上入院されたとき または 手術を受けられたとき
脳血管疾患	1日以上入院されたとき または 手術を受けられたとき

（*）責任開始日からその日を含めて90日以内のがん（上皮内がん等を含みます。）と診断確定された場合は、保険料払込免除の対象となりません。

<保険料例>

死亡保険金額1,000万円、高度障害保障特則適用、保険料払込免除特約（2021）付加なし、10年満期、月払

	男性	女性
30歳	940円	730円
40歳	1,860円	1,360円
50歳	4,120円	2,640円
60歳	9,460円	4,730円

<その他>

- (1) 契約年齢 : 18歳～80歳
- (2) 保険期間 : 60歳満期、65歳満期、70歳満期、75歳満期、80歳満期、85歳満期、90歳満期、10年満期、20年満期
※保険期間は10年以上とする必要があります。
- (3) 保険料払込期間 : 保険期間と同一

以 上

(注) この資料は2022年9月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みにあたっては「商品パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。

(登) B22N2009(2022.10.20)